

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 9 月 13 日 答申分

○答申の概要

- | | |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1700182 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1700158 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 15 年 7 月 4 日の標準賞与額に係る記録を 25 万 4,000 円とすることが必要である。

平成 15 年 7 月 4 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 7 月

育児休業期間中であった平成 15 年 7 月支給の賞与に係る厚生年金保険の記録がないが、A社から賞与を支給されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者及びA社から提出された請求期間に係る賞与明細支給表並びに請求者が保管する賞与振込口座の預金通帳の入金記録により、請求者は、同社から請求期間に賞与の支払（25 万 4,000 円）を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、A社の事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成 15 年 * 月 * 日から平成 16 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、請求者及びA社から提出された請求者に係る賞与明細支給表において確認できる賞与額から、25 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、請求期間の賞与支給日については、請求者が保管する賞与振込口座の預金通帳により確認できる振込日から、平成 15 年 7 月 4 日とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700128号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700157号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年7月13日から同年11月1日まで

私は、平成2年7月13日から同年10月31日まで、人材派遣会社のA社からB社に派遣され、同社の工場で、ホイールの検査を行う業務に従事した。当該期間に係る給与としてA社から支払われた額は月40万円程度であったが、当該給与から食費2万円と、ほかに5万円が控除され、手取額は33万円程度であった。当該5万円のうちに厚生年金保険料が含まれていたと思うので、平成2年7月13日から同年11月1日までの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者はB社においてホイールの検査業務に従事していたが、人材派遣会社のA社からB社に派遣され、A社から給与が支払われていたと主張していることから、請求期間に係る事業主は派遣元事業所のA社であると考えられる。

しかしながら、請求者は、A社と労働契約を締結していたことについて確認できる資料を所持しておらず、A社の連絡先についても不明と陳述している。

また、オンライン記録によると、請求期間にA社という厚生年金保険の適用事業所はない。

さらに、C法務局は、請求期間において管轄内にA社という法人は見当たらない旨回答している上、D商工会議所は、A社という会員は登録されておらず、A社について不明である旨陳述している。

加えて、国税庁ホームページの「国税庁法人番号公表サイト」により、A社という法人が*社あることが確認できたことから、その全ての登記事項証明書を法務局から取得したが、請求期間に係る事業所と考えられる法人は見当たらなかった。

また、A社に入社した経緯について、請求者は、E駅のキヨスクで求人情報誌の「F誌」又は「G誌」というフリーペーパーを見て、A社の求人に応募した旨陳述していることから、当該求

人情報誌の発行元であるH社及びI社に照会したが、両社とも、過去に発行した求人情報誌については保管していない旨陳述している。

さらに、B社は、同社の正社員（季節労働者及び期間労働者を含む。）に係る資料は保管しているが、そのうちに請求者に係る資料は見当たらない旨回答している上、過去に派遣会社と取引したことはあるものの、派遣労働者に係る資料については既に処分済みであるため、A社という派遣会社と取引があったか不明であり、請求者が請求期間に同社の業務に従事していたかについても不明である旨陳述している。

加えて、請求者がB社における上司として名前を挙げた者は亡くなっていることから、同人と同様に厚生年金保険の加入記録を長期間有しており、役職者であったと考えられる15名並びに厚生年金保険の加入時期及び加入期間が請求者と類似している可能性がうかがわれる16名の合計31名に照会し、前者は4名、後者は5名から回答を得たが、請求者を記憶している者はおらず、A社について知っている者もいなかった。

これらのことから、請求期間の事業主と考えられるA社を特定することができず、同事業所に請求者の請求期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について照会することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。